

上野原市立地適正化計画策定懇話会設置要綱

(設置)

第1条 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項の規定により策定する上野原市立地適正化計画（以下「計画」という。）に関し、専門的な視点及び幅広い視点からの意見を求めるため、上野原市立地適正化計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 懇話会の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 計画の策定に必要となる事項についての検討
- (2) 計画の策定に関する提言
- (3) その他計画に関し必要な事項

(組織)

第3条 懇話会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市議会の議員
- (3) 医療・福祉関係者
- (4) 公共交通関係者
- (5) 市民
- (6) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成32年3月31日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、副会長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員及び会議に出席を求められた者は、正当な理由なく、懇話会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、建設経済部都市計画課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年5月1日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。